

はじめに

災害対策委員の皆様の役割の一つとして、①住民の方々へ災害に適した避難行動の伝達や、②住民の方々のニーズや災害時に危険な箇所の区役所への報告など、地域と本市との橋渡し役をお願いしております。

そのような皆様に、防災に関する情報をこのNewsで定期的にお届けします。

TOPIC! 『ハザードマップの改定』 ～令和4年3月より順次公表されます～

名古屋市では、「洪水・内水」、「地震」、「津波」の3種類のハザードマップによって、それぞれの被害の想定や避難場所をお知らせしています。

この度、水防法の改正をきっかけに、これらのハザードマップの見直しを行い、「高潮」のハザードマップを加えた新たな「総合ハザードマップ」の作成を予定しています。改定をきっかけにこれまでの避難行動を見直してみましょう。

【スケジュールと周知方法】

新たなハザードマップを災害の種類ごとに、内容の見直しが完了したものから順次お知らせさせていただきます。

種類	周知時期	周知方法
洪水、内水、 高潮(New)	令和4年3月	広報なごや特集号
地震、津波など	令和4年6月	ホームページと組回覧

⇒全種類のハザードマップと防災関連情報を冊子にまとめた
『総合ハザードマップ』を令和5年3月にお届けします。

【ハザードマップとは】

ハザードマップは、起こるかもしれない最大級の災害による被害の想定をお伝えし、その情報に基づいて普段から避難行動を考えてもらうことや物資の備蓄など、日頃からの備えをしていただくことを目的としています。



災害対策委員として

【周知・啓発をお願いします】

災害対策委員の皆様には、地域の防災リーダーとして、

- ①ハザードマップが改定される
- ②改定をきっかけにご家庭で防災について考える

ことを、普段の地域活動を通じて周囲の皆様にも広くお伝えいただくよう、ご協力をお願いします。



災害対策委員として

【共助の取組みもご検討ください】

ご家庭での対策とあわせ、地域での対策についても、ご検討をお願いします。お困り事は、下記の相談先までご連絡ください。

検討内容	主な相談先
・ 災害救助地区本部など 学区単位での活動について	区役所総務課 (防災担当)
・ 自主防災活動について (安否確認訓練等の実施)	消防署 警防地域第一（二）課

※学区ごとの災害リスク等は、市公式ホームページで公表している「地区防災カルテ」でもご確認いただけます。

